薬剤師不在時間の対応チェックシート（参考）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 確認事項 |
| □ | 薬剤師不在時間には調剤室を閉鎖することができること。  （施行規則第14条の3第3項、構造設備規則第1条第10号二） |
| □ | 薬剤師不在時間に、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができること。  （施行規則第14条の3第1項、構造設備規則第1条第6号）  ※　薬剤師不在時間には一般従事者のみが薬局内に従事することが想定される場合。 |
| □ | 薬剤師不在時間に、要指導医薬品又は第一類医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができること。  （施行規則第14条の3第2項、構造設備規則第1条第11号ハ，第12号ハ）  ※　薬剤師不在時間に登録販売者が薬局内に従事することが想定される場合。 |
| □ | 薬剤師不在時間に係る事項（調剤する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨、不在にしている理由、及び当該薬局に戻る予定時間）の掲示を、当該薬局内の見やすい場所及び当該薬局の外側の見やすい場所に掲示できること。  （施行規則第15条の16） |
| □ | 一日当たりの薬剤師不在時間は、四時間又は当該薬局の一日の開店時間の二分の一のうちいずれか短い時間を超えないこと。  （体制省令第1条第1項第7号） |
| □ | 薬剤師不在時間内は、管理薬剤師が当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。  （体制省令第1条第1項第8号） |
| □ | 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることその他必要な措置を講じる体制を備えていること。  （体制省令第1条第1項第9号） |
| □ | 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成し、これに基づく業務を実施できること。  （体制省令第1条第2項第6号） |